

## ⊘ 違反是正

### 組織及び予防業務体制

佐倉市八街市酒々井町消防組合（以下「当消防組合」という。）は、1消防本部4消防署、5出張所、職員定数は415名で組織され、予防業務体制は消防本部に予防課と査察調査課の2課を置き、予防課は消防用設備等の設置指導及び検査のほか、危険物施設等の許認可事務等を、査察調査課は査察、違反処理のほか、火災原因及び損害調査を担当している。消防署には、2

署に毎日勤務の予防係長を配置し、隔日勤務の予防係が予防業務全般を担当している。

### 概要

発生日時：令和7年5月29日16時00分頃

発生場所：千葉県佐倉市内A敷地

違反内容：指定数量以上の危険物（第四類第二石油類）無許可貯蔵・取扱い

# 危険物の無許可貯蔵・取扱いに 対して消防法第16条の6による 措置命令を発令

～早期是正により重大違反事故を未然に防止～

佐倉市八街市酒々井町消防組合





### 違反の覚知

当消防組合予防課員が令和7年2月28日佐倉市内A敷地において、不審な移動タンク貯蔵所らしき車両及びドラム缶等の存置を確認した。

### 他行政機関との協力

違反覚知時に不正軽油疑いを視野に入れ千葉県・佐倉県税事務所(以下「県税事務所」という。)へ情報提供し、令和7年5月19日、事前協議を実施した。

消防は、危険物無許可貯蔵・取扱い(消防法第10条第1項)違反の疑い。県税事務所は、軽油取引税の賦課徴収に関する調査(地方税法第144条の11)のため、後日、合同立入検査を実施することになった。また、関係者から危害を加

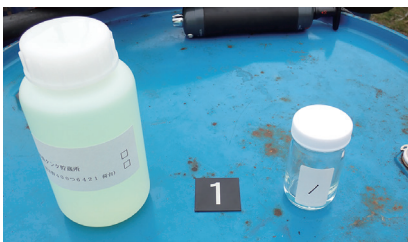
えられた場合を想定し千葉県警察へ情報提供して協力を依頼した。

なお、県税事務所が4週間ほど張り込み調査を実施し、15時30分過ぎから16時までの間に関係者が出先から帰ってくるとの情報を得た。

### 立入検査について

令和7年5月29日合同立入検査当日の15時00分から県税事務所と張り込み調査を開始、15時49分に関係者が出先から帰ってきたのを確認したことから、当消防組合査察調査課員4名、予防課員2名、管轄消防署員1名、県税事務所検査員6名で佐倉市内A敷地にて合同の立入検査を実施する。

敷地内には、普通貨物車の荷台にラッシング



無許可貯蔵タンクからの抜き取り状況

# 違反是正

ベルトで固定し積載されたタンク、未届出少量危険物移動タンク及びドラム缶6缶が存置されていた。

タンク等の蓋を開放すると鉍物油臭が認められたため、ガス検知器で測定したところ危険物の第四類第二石油類に類似した反応があった。また、各危険物の数量を確認した結果、普通貨物車の荷台にラッシングベルトで固定し積載されたタンク600L、未届出少量危険物移動タンク200L及びドラム缶6缶506Lが存在した。合計で危険物第四類第二石油類(灯油、軽油)が1,306Lとなり約1.3倍の危険物貯蔵が認められたため、危険物の無許可貯蔵・取扱い疑いの違反処理へ移行した。

## 違反処理について

以上の違反内容から消防法第10条第1項違反による同法第16条の6第1項に基づく措置命

令を口頭にて発令した。

### (1)採取

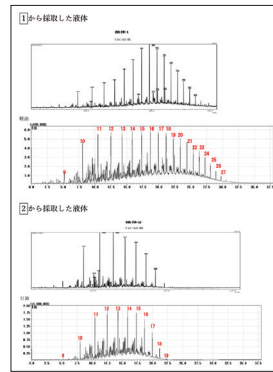
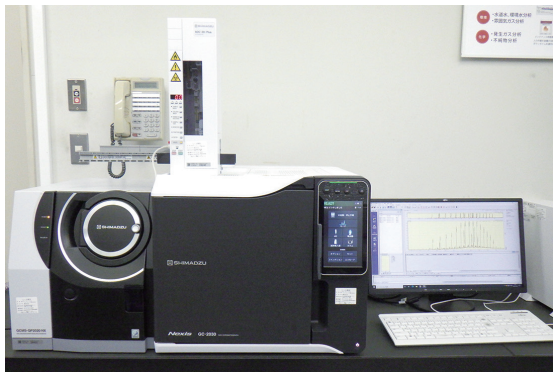
普通貨物車に積載されたタンク、未届出の少量危険物移動タンク及びドラム缶から液体を採取しガス検知器で測定したところ、危険物第四類第二石油類(灯油、軽油)に類似した反応を認めた。

### (2)危険物取扱者免状の確認

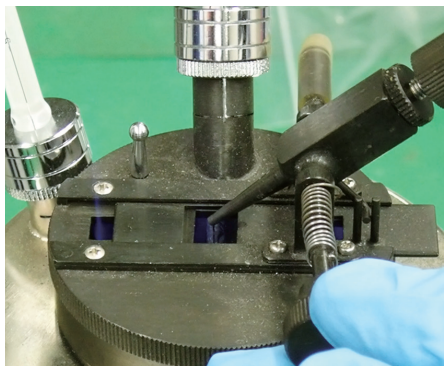
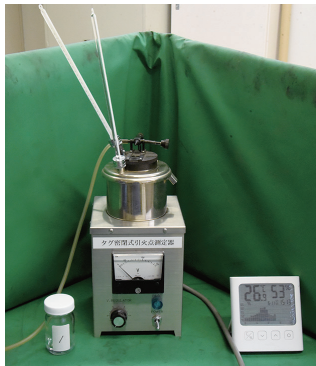
関係者に危険物取扱者免状の提示を求め確認すると、危険物保安講習未受講及び記載内容未変更であった。

### (3)関係者への聞き込み

所有者によると、C株式会社に依頼し軽油の供給を受けているとのことである。また、未届出の少量危険物移動タンクは4月に福島県の業者から購入したもので、ナンバーを付けず軽油の保管用として使用するとのことであった。



ガスクロマトグラフ質量分析計による鑑定(株式会社島津製作所 GCMS-QP2020NX)



引火点測定の様相(株式会社離合社 210-ER)

| 測定項目 |                 | 測定結果  |
|------|-----------------|-------|
| 品名   | 引火点測定           | 20.55 |
| 測定日時 | 2023.03.15      |       |
| 測定場所 | 株式会社離合社         |       |
| 測定者  | 田中 太郎           |       |
| 確認者  | 佐藤 花子           |       |
| 備考   | 引火点測定装置: 210-ER |       |

#### (4)鑑定

採取した液体を当消防組合が保有するガスクロマトグラフ質量分析計(GCMS-QP2020NX)にて鑑定したところ、危険物第四類第二石油類(灯油、軽油)に類似した油脂反応を認める。また、タグ密閉式引火点測定器(210-ER)を用いて測定したところ灯油は49.5℃、軽油については61.0℃で引火が認められた。

#### (5)灯油、軽油及びタンク等の除去指導

不法投棄の禁止、危険物流出事故、火災及び土壤汚染防止のため適正な業者に処分依頼する旨を指導した。

なお、処分等に係る一定の期間が必要であるため、7日間の猶予期間を与えた。

#### (6)C株式会社への指導

B市が許可したC株式会社の移動タンク貯蔵所が無許可施設へ週2～3日荷卸ししていた事実をB市へ情報提供し、C株式会社には無許可施設に荷卸しをしていたことによる消防法第10条1項及び危険物の規制に関する政令第27条の違反であり、是正が必要である旨を口頭にて指導した。

#### (7)命令書の交付、標識による公示

令和7年6月6日、口頭による措置命令時の



違反是正後の状況

猶予期間を超過したため、違反者に対し命令書を交付、敷地入り口付近に標識を設置した。

#### 違反是正内容

タンク及びドラム缶等に貯蔵されていた危険物1,306L(第四類第二石油類、軽油灯油)は、県内にある某事業所に抜き取りを依頼した。後日、タンク及びドラム缶等の内部洗浄し液体を産業廃棄物として処分させマニフェスト(産業廃棄物管理票)の提出を求めた。普通貨物車に積載されていたタンク及びドラム缶は鉄くずとして処分され、少量危険物移動タンクは県内の自動車関係の業者にて処分された。

令和7年6月13日、現地を確認し処分がすべて完了したため標識を撤去した。後日、千葉県へ危険物違反処理報告書を提出し違反点数の報告を、違反者へは違反事項通知書を簡易書留による特定記録郵便で通知をそれぞれ行った。

#### おわりに

今回の違反処理は、消防側の覚知に始まり県税事務所と密に情報共有を重ねながら連携し、無通告による査察を実施することができた。消防法第16条の6措置命令による命令書交付後、存置された危険物等は適正に撤去、処理されすべて違反が是正された。

本事例では、重大違反を是正し、火災及び危険物の漏洩事故を未然に防止することができた。今後も職員一丸となり、管内住民の安心・安全のため邁進していく所存である。



命令の公示